

(様式 第1号)

長期優良住宅の普及の促進に関する法律の規定に基づく長期優良住宅建築等計画の認定等に係る標準処理期間

(平成30年12月25日設定)

- 1 福岡県長期優良住宅建築等計画の認定等に関する実施要綱第4条第1項に基づき性能評価機関による技術審査を受け、同条第2項に基づく適合証の写しを添付した新築一戸建ての申請で次によるもの
 - (1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(以下「法」という。)第6条第1項の規定に基づく認定申請
 - (2) 法第8条第1項の規定に基づく変更認定申請
- 2 法第9条第1項の規定に基づく住宅の譲受人を決定した際の変更認定申請
- 3 法第10条の規定に基づく地位の承継の承認申請

上記の申請について

※ 標準処理期間 7日

ただし、この期間については、福岡県の休日を定める条例(平成元年福岡県条例第23号)第1条第1項に規定する休日を含めないものとする。